

中間的な論点整理へのパブリックコメント結果について

1. 概要

募集期間：平成 26 年 12 月 25 日～平成 27 年 1 月 26 日

実施方法：電子政府の総合窓口（e-gov）及び経済産業省 HP に掲載

意見提出方法：Web フォーム、電子メール、FAX、郵送

2. お寄せいただいたご意見

意見者数：143 名（個人 81 名、法人・団体 62 社）

意見件数：391 件

3. 御意見の趣旨

※ 紙幅の都合上、類似の御意見は要旨にまとめて記載しております。

※ 各欄内における【意見】、【理由】、【主旨】といった分類は、原則として、提出者の分類によっております。

※ 同趣旨の御意見に大きく異なる理由の御指摘がある場合は、理由を分けて記載しております。

※ 御意見と理由を区別せずに御提出頂いた場合は、まとめて一つの欄に記載しております。

※ 御提出いただいた御意見は、御意見をまとめて記載する等の都合で加工・省略している場合があります。

※ 御提出頂いた御意見の全体については、資料 2 - 2 を御覧下さい。

番号	
全般について	
1	どのような分野においても、過度な規制は正常なビジネスの発展を阻害するものであり、規制は、立法事実がある場合に必要最小限度にとどめるべきである。特に、決済分野において必要以上の規制を行うことは、規制対応コスト増加等により日本が目指すキャッシュレス決済の拡大にマイナス影響を与える可能性が高い。新たな規制の導入については、立法事実があり、その規制が問題解決にとって効果的であるかどうか、慎重に議論・検討を行うべきである。 また、国際的な競争のなかで国内事業者だけを規制すると国内企業の競争力を失わせる可能性がある。国外企業と国内企業の間不公平が生じないように留意すべきである。
2	これまでの議論を見ると、議論の発端となっている消費者の相談・苦情内容の分析が十分になされておらず、問題の所在についての検証・議論は尽くされていない。つまり、立法事実が明確化されていないなか、ごく一部の悪質事業者の存

	在を理由に、取引の一部である決済部分のみにフォーカスを当て、取引全体に影響を及ぼす規制ありきの検討がなされているという印象を受ける。 問題の所在を明確にし、その解決に結びつく施策はなにか、総合的な検討を行ったうえで、解決に結びつくと判明した対策を講じるべきである。 例えば、第 1 章 2. 2. に消費者相談の動向について記載があり、表が掲載されているが、これは、すべての消費生活相談について当該取引の支払方法別に件数を出した数字であって、クレジットカードの利用が拡大する中、相談があった取引の決済方法がたまたまクレジットカードであり、問題の所在とは必ずしも関係のないものも含まれている数字であることに留意が必要である。 小委員会においてもたびたび各委員から発言があり、本論点整理にも記述があるとおおり、相談・苦情等の内容の分析を通じトラブルの発生状況を把握することがまずは必要である。それが明らかになっていない状態では、問題の所在を正しく把握することができず、解決方法の検討ができない。
3	クレジットカード決済について新たな規制の導入を検討するにあたっては、多くの事業者が影響を受けることから、幅広い事業者や経済団体から意見を聞く機会を設けていただきたい。
第 1 章 クレジット取引を巡る概況	
2. 2. 近時の消費者相談の動向	
4	【意見】 P.5 の表において、苦情件数が提示されているが、苦情内容の内訳（例えば商品未着、模造品、瑕疵あり等）について明らかにした上で、当該苦情の原因がクレジットカード取引に起因するものであるかの分析をしたうえで、具体的な苦情に対応するために必要な制度のありかたを検討していただきたい。 【理由】 苦情の内容によっては、必ずしもクレジットカード取引に起因して発生した苦情ではなく、たまたま決済手段としてクレジットカードが選ばれたことを理由としてカード会社に苦情が寄せられているケースも存すると考えられる。苦情の原因が明らかにされていないが、その内容を吟味した上で、原因に即して課題を分析し、規制の方法と対象とすべき事業者を検討しなければ、課題の解決にならない。
第 2 章 課題及び今後の検討に向けた論点整理	
1. クレジットカード取引の利用環境の変化等	
5	マンスリークリア取引に係る消費者相談・苦情件数が増加傾向にあることから、今後はイシューアが相談者の申し出に基づく「調査」を積極的に実施できるように体制の強化が望まれまると考えます。 そのために、イシューアの要請を受けたアクワイアラー／PSP が適切かつ正確な情報を提供する体制（イシューアとアクワイアラーの連携）／制度が求められ

	ます。その実現にむけ、業界団体等の協力体制の確立など具体的な施策検討が望まれると考えます。 イシューアの調査要請に応じるアクワイアラー／PSP は、今後は加盟店調査の能力を大幅に高め、適切な情報提供が行える体制とそれを支えるシステム整備が必要であると考えます。 現在有効に運用されている仕組みの拡張も検討すべきと考えます。例えば加盟店情報交換制度の更なる整備、これまで難しいとされてきた国民生活センターによる PIO-NET などの外部情報との連携、必要に応じてシステムの構築、なども見据えた検討を進めることが望ましいと考えます。
1. 1. 加盟店の調査について	
6	【意見】 国内のアクワイアラーに対する規制については、これまで多く発生しているとされる国民生活センターの消費者相談・苦情を調査・分析し、加盟店調査等の措置を講じてでも排除すべき悪質な取引を明確にした上で、どのような措置が必要かを検討していただきたい。 また、「加盟店の調査は、自社の営業実態やノウハウに応じ、初期審査と途上審査を柔軟に組み合わせた調査体制を整備できるよう、特定の調査項目の有無等という観点ではなく、双方を総合して一定以上の水準を確保することが必要」との論点については、クレジットカード利用環境の拡大による利便性向上のため本来健全な事業者がクレジットカード利用環境から排除されないことという点にも配慮し、国内のアクワイアラーの加盟店調査に係るノウハウを尊重していただき、一律の過度な規制とならないように検討していただきたい。 【理由】 日本クレジット協会の調査では、問題とされる苦情・相談は、決済代行業者が「海外アクワイアラー」に仲介している加盟店において発生するケースがほとんどであり、その多くはクレジットカード取引に起因するものではなく、悪質な販売店に起因するものである。したがって、国内のアクワイアラーに対して規制を設けても、現在発生している問題を根本から解決することはできない。 また、多く発生しているとされる国民生活センターの消費者相談・苦情を調査・分析し、何が問題となっていて、それをどのようにすれば解決できるのかが明確にされていない状況において、アクワイアラーに加盟店調査の体制整備を求められた場合、アクワイアラーは悪質加盟店排除の関係からすべての加盟店に対して、厳しい加盟店調査をすることとなり、クレジットカード利用環境の拡大を見込むことができなくなってしまう恐れが大きい。 国内のアクワイアラーは自社の営業実態やノウハウに応じて加盟店調査を実施していることから一律の規制とならないように、また確保すべき一定の水準に

	については国内のアクワイアラーが行っている現行のレベルを前提にして過度の規制とならないようにしていただきたい。
7	【意見】 クレジットカード取引の加盟店契約会社（アクワイアラー）及び決済代行業者の加盟店調査管理義務の内容に関し、各事業者の裁量に委ねることなく、加盟店契約時、加盟店契約後の途上審査、苦情発生時の調査の各時期について、悪質加盟店を排除しうるに足る調査対処義務を具体的に明文化すべきである。 加盟店の調査について手法を「各事業者の裁量」とするのは、その責任を不明確にするものであり、反対である。 【理由】 初期審査と途上審査は、まったくの別物であり、初期審査にて確認できることは、初期審査ですべきであるし、他方で、取引をしてみないと分からないこともあり、初期審査さえしていれば途上審査をおろそかにしていいものではない。初期審査、途上審査、とりわけ、苦情発生時の審査というように、各時期において、各調査等の義務を明確にすべきである。 そもそも、オフアス取引の場合、イシューアのみでは、十分な対応ができないという発想から、アクワイアラー等の責任・役割を検討してきたものであるはずのところ、「各事業者の裁量」などという規制では、何ら実効性がないことは、明らかである。
8	【意見】 アクワイアラー等に対する義務付けだけでなく、カード発行会社（イシューア）に対しても、同様の義務付けをすべきである。 【理由】 イシューアにおいても、オフアス取引では販売業者を直接調査管理できないため悪質業者がチェックできないとして、その責任を曖昧化するのではなく、クレジット契約の当事者として消費者の苦情を受け止めトラブル防止の責任を負うのはカード発行会社（イシューア）であり、クレジット取引における消費者の苦情を受け止めて解決・防止する責任を明文で規定すべきである。 現行法においても、オフアス取引におけるイシューアの苦情処理のために必要な事項を「調査」する義務（法 30 条の 5 の 2、施行規則 60 条 3 号ロ）が存するとともに、同調査義務の目的が、「消費者の保護を図るため」とされていることからしても、最低限、イシューアにおける調査義務が前提にならなければいけない。
9	【意見】 消費者苦情が多く発生している取引類型について、その取引の違法性等の問題点を明確化することは、国際ブランドルールに基づく取引排除等の連携につながる

	ると期待されることから、有効な解決策として考えられる。とりわけ、海外アクワイアラー経由の取引においては、国際ブランドと連携し更なる対策を検討することが必要である。 【理由】 多く発生している消費者苦情は海外アクワイアラー経由の加盟店に起因するものであり、国内イシューアーおよびアクワイアラーでは解決することが困難であることから、海外アクワイアラーと接点を持つ国際ブランドと連携することが必要である。
10	【意見】 「悪質加盟店を生じさせない体制等の仕組み」については事業者による導入と運用を義務化すべきである。 【理由】 「悪質加盟店を生じない体制等の仕組み」は、これからのキャッシュレス社会推進に伴う利用加盟店数の拡大には必要な要素となります。これまでの加盟店調査の主な手法は初期審査重視であり、あくまでも優良な加盟店を選ぶという観点での成果といえます。今後の加盟店拡大大期においては契約時(初期)審査および途上審査いずれにおいても重要且つ不可欠であるといえます。 よって論点整理においては「検討を進める」ではなく「決済の高度化を目指す、我が国の安心安全決済の確保を前提として事業者においてはいずれの調査も必須条件」とすべきと考えます。
11	クレジットカード取引上の、アクワイアラーと決済代行業者に加盟店調査管理義務・登録制を課するという方針が、中間的な論点整理(7～8頁)に示されたが、それに賛成する。 カード発行会社(イシューアー)については、不適正取引防止を義務づけたり消費者からの苦情について適切な処理を義務づけていただきたい。 アクワイアラー等の加盟店調査管理義務の内容について、具体的な内容を明確にさせていただき、実効性のある加盟店調査管理を行うことで悪質加盟店を排除していただきたい。 日本国内で信用度の高いブランドカードが、ありとあらゆる業者に対する支払いに利用できることに大きな問題がある。犯罪を行っている者が、ネット上のサイトにブランドカードマークを掲げ、犯罪収益を行っている現状は見過ごせない。 企業は企業の判断で契約する先を選ぶことが可能だ。詐欺を目的としたネットショップ、出会い系サイト、有料情報(占い・ギャンブル・アダルト等)サイトで、なぜ一流企業の発行するクレジットカードが使えるのだろうか?イシューアーから販売店に至る間がどれだけ遠くならうとも、行きつく先が犯罪者であっては

	ならない。かつて個品割賦契約が、詐欺訪販業者のマネーロンダリングに使われたように、今、犯罪者はクレジットカードシステムを狙っている。制度の穴を犯罪者に悪用させないために、加盟店調査管理義務の内容について、具体的な内容を明確にすることで、犯罪者を締め出していきたい。 アクワイアラーや決済代行業者に登録制を課す場合、「公序良俗違反行為を行うものと加盟店契約を続けた場合、国は登録拒否が可能である」旨の条項を設けていただきたい。 資金決済法で前払式支払手段の登録要件として同趣旨の条項を設けたことで、犯罪者を目的とした加盟店を排除する圧力が強まった。前払式支払手段発行会社各社も、消費者苦情対応力が高まった効果が見受けられるので、参考にしていきたい。
1 2	【意見】 「契約時審査を重視するモデル、途上審査を重視するモデル等、各事業者の裁量とする方向」について各事業者の裁量に任せるのではなく、不正の早期発見が可能な途上審査を重視する方式に意図的に誘導する施策が強く求められる。 【理由】 「契約時審査を重視するモデル、途上審査を重視するモデル等、各事業者の裁量とする方向」は、契約時審査は静的定点審査であることから、審査時点の判断として必ず結論を求めるものです。アクワイアラー/PSP に求められる課題は、契約時審査を終えた(加盟)後に信用上、営業上、さらに公序良俗上等の問題に関する疑義、あるいは実態の有無を動的途上審査において把握し、途上調査を実施することで被害を未然にあるいは極小化することにあります。 他方、イシューでは会員の初期審査だけでなく、利用毎の不正検知調査を実施する事でより効果をあげてきたという実例があります。このように途上調査による不正対策に効果をあげる手法が既にあり、その効果より実践し続けていることから、加盟店調査においても途上審査/調査が不可欠と考えます。 よって、従来の契約時審査「入口を閉める(締める)審査」は、静的定点審査は「最低限の事実確認」に主眼を置き、加盟後の「途上審査/調査の強化充実」が、「安心安全な決済確保への原点」として「重視すべきモデル」であると考えます。 従って、「重視するモデル」については各事業者の裁量とするべきではないと考え必ず実施していく事を誘導する必要があると考えます。
1 3	【意見】 加盟店の調査について P.8「契約時に最低限の事実確認を求めるほかは、契約時審査を重視するモデル、途上審査を重視するモデル等、各事業者の裁量とする方向で検討を進めるべきである。」について賛成する。

	【理由】 近年は、取引実績がない、または非常に少ない個人事業主やベンチャー企業、個人間取引を行う一個人からも決済手段としてクレジットカードを採用したいとのニーズが増加している。そして、係るニーズに応じて決済システムのインフラを提供することによって、消費者にとっての利便性が向上しており、これは経済の発展、消費活動の活性化に大きく貢献しているところである。 そして、上記のような取引実績が少ない販売業者や、個人間取引を行おうとする一個人については、入り口段階での初期審査では適切な審査が十分に実現できないため、現状、国内アクワイアラーにおいては、途上審査を導入したり、消費者からの代金支払いの時期を後払いにするなどの工夫を凝らすことにより、悪質加盟店の排除に対する効果的な対応を実施しているところである。 しかし、仮に、加盟店につき入り口段階での一律の初期審査が法制化された場合には、これまで個社において実施してきた独自の審査によって適正に管理されてきた小規模加盟店や、これと同等の規模の新規の加盟店となろうとする者が一律にかつ形式的な判断により、決済手段としてのクレジットカードを導入できないこととなるおそれがある。 その結果として、消費者における決済手段の選択の多様性が奪われ、消費活動の活性化が阻害されることにもなりかねない。また、小規模加盟店や個人間取引を行おうとする一個人が、審査条件の緩い海外のアクワイアラーとの加盟店契約の締結を希望することにより、経済活動が国外に流出する状況にも陥りかねない。以上より、クレジットカードの利用環境拡大を図り、日本国内の経済の活性化を実現するためにも、加盟店審査の具体的方策については各事業者の裁量とされたい。
1 4	【意見】 海外アクワイアラー経由の取引にも国内の加盟店の調査義務を課すべきである。 【理由】 第 5 回割賦販売法小委員会における国際ブランドカード会社の説明（資料 3）によれば、当該国際ブランドカード会社の大原則として「イシュー側とアクワイアラー側の国の双方で合法でなければならない」「法律等と不整合がある場合はその国の現地法に従わなければならない」旨が報告されている。 そうであるならば、日本国内の販売業者との間で加盟店契約を締結しカード決済を取り次ぐ海外アクワイアラーに対して、加盟店契約時の調査義務や苦情発生時の調査処理義務を課することは可能と思われる。
1 5	【意見】 マンスリークリア取引か包括信用購入あつせんかを問わず、国内アクワイアラ

	一経由か海外アクワイアラー経由かを問わず、アクワイアラーと決済代行業者に 対して行政への登録義務を課すべきである。 【理由】 加盟店調査が適切に実施されているかを行政が確認し、必要な対応をとることを 可能とするためにも、アクワイアラー及び決済代行業者に登録義務を課すべき である。 現在、消費者庁には「決済代行業者登録制度」があるが、任意制度のため無登 録の業者がいること、また、イシューアが決済代行業者まで把握していないこと があることから、消費生活相談員からは、不適正なクレジットカード取引に関す る相談処理の際に決済代行業者と交渉ができず業務が進まないという話をき く。決済代行業者等の登録が義務となれば所在等が明確となり、相談処理に資す ることにもなる。
16	【意見】 形式上PSPと類似する者が実施する包括加盟店的な取り組みにまで措置の 適用範囲が徒に広範に及ぶようなものとならないよう、適正な制度設計をお願い したい。 PSPの役割の検討に際しては、ショッピングセンター等の包括加盟店型への 影響については配慮いただきたい。
16 -①	【理由①】 百貨店内の大多数のブランドショップについては、百貨店自らが商品を仕入 れ、顧客に販売していることから、いわゆるテナント契約による店子とは異なる 営業形態となる。 また百貨店内のレストランなど一部テナント契約で出店している店子もある が、百貨店がこの店子と結ぶ契約は、PSPが結ぶ一過性の販売行為用の契約と異 なり、ある程度の期間にわたり、営業的な関係のもとに結ぶものであり、その性 格が大きく異なるものである。 さらに店子とは、営業業務管理（口座、支払等）、営業条件（営業時間、休日 等）、顧客情報取扱い管理など、様々な基本契約の中で、営業経費管理の一環と して結ぶ「カード利用に関する条件」を、百貨店が包括的に管理するものであり、 この面でもPSPの取り組みとは意味合いが違うものと考えられる。 従って、「中間的な論点整理」の8頁～9頁に記載された通り、ショッピング センターや百貨店等形式上PSPと類似する者が実施する包括加盟店的な取り組 みにまで措置の適用範囲が徒に広範に及ぶようなものとならないよう、適正な制 度設計をお願いしたい。
16 -②	【理由②】 ショッピングセンター（以下、SC）におけるテナントの加盟店管理において、

	アクワイアラーと包括加盟店であるディベロッパーは、グループ会社としての資本関係やＳＣハウスカードに係る契約関係にある等、カード取引以外にも密接な関係にあります。その中でＳＣ運営主体である包括加盟店が店子であるテナントの管理を行い、適切に消費者対応を実施することで、重大な問題は発生しておりません。 今後の議論で何かしらの行為規制が課された場合、加盟店契約を含め包括加盟店におけるテナントの管理業務等が煩雑なものとなり、クレジットカード市場の発展の阻害要因となることが思慮されます。
17	【意見】 規制範囲の見直しを行う場合には、「中間的な論点整理」の 10 頁に記載の通り、問題が発生している事象を特定した上で、悪質加盟店という病理現象に焦点を絞った適正な制度設計をお願いしたい。 【理由】 最近のクレジット取引における消費者トラブルの実勢に合わせて、その要因となっている「悪質加盟店」に対し、クレジット産業の健全性を確保する観点で、何らかの規制をかけていくことに異論はない。しかしながら、網羅的に規制範囲を拡大してしまうと、大多数の健全なクレジット取引にまで副作用が及んでしまうことから、クレジット取引における「消費者利便の毀損」や、「健全な事業者への負荷増大」などに繋がる過剰規制は避けるべきであると考えます。 従って、規制範囲の見直しを行う場合には、「中間的な論点整理」の 10 頁に記載の通り、問題が発生している事象を特定した上で、悪質加盟店という病理現象に焦点を絞った適正な制度設計をお願いしたい。
18	【意見】 P.9 において「加盟店の調査については、アクワイアラーが国内外いずれに立地するかによらず同様の措置を求める」「通信販売等で加盟店自身が海外に所在する場合には、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）における表示や国際ブランドとの連携強化を含め、他の制度や実務的な取組の検討も必要」との記載があるが、今回の法改正に際して、事業者加盟店調査義務を課することによって、クレジット取引における日本の国際的競争力を低下させないように十分配慮していただきたい。その前提として加盟店調査に係る海外の法制についても十分に調査検討をしていただきたい。 【理由】 加盟店調査に係る海外の法制との平仄を取らず、日本独自で加盟店調査に関する法制化を行うこととした場合には、国内の加盟店がこれを嫌い海外のアクワイアラーとの契約を好んで行うようになる可能性が存する。この場合、国内アクワイアラーが海外アクワイアラーとの競争に敗れ衰退するとともに、加盟店手数料

	に相当する金額が国外に流出する結果となり、また、現状において苦情への対応の点で問題視されている海外アクワイアラーを通じての取引がより増加し、かえって消費者保護に反する病理現象を招きかねない。 さらに、通信販売を行う加盟店においては、国際ブランドが禁止するクロスボーダー取引を回避する観点から拠点を海外に移すことも考えられ、この面においても加盟店調査に関する法制化には、国内企業の海外移転を推進することになりかねない危険をはらむ。
19	「悪質加盟店を生じさせない体制等の仕組み」の具体的手法については、本来アクワイアラー／PSP が任意に選択しうる事業上の戦略であると考えます。しかし、国内でクレジットカードを取り扱う加盟店を大幅に増やすべき段階においては、「途上重視型」の加盟店調査手法の能力を備えたアクワイアラー／PSP の存在が必須と考えます。 さらに、アクワイアラー／PSP がイシューアの調査要請に対し適切かつ十分な情報を提供するためにも「途上重視型」への転換が必要不可欠と考えます。 国内アクワイアラー／PSP による「初期重視型」加盟店審査によって排除された事業者は、越境型決済代行業者経由でクレジットカード取引を行っています。越境型決済代行業者が悪質な加盟店を増やしている実態は論じられた通りですが、国内アクワイアラー／PSP に排除され、越境型決済代行業者の店子となった事業者には優良な事業者（特に中小規模の事業者）も多く含まれる状況が問題視されるべきと考えます。 今後は「途上重視型」に転換することで「初期重視型」により排除されていた優良な事業者を国内アクワイアラー／PSP が積極的に取り込むことが強く望まれると考えます。 「途上重視型」への転換は容易でなく、その実現にはシステム構築やイシューア・アクワイアラー／PSP の情報連携などを更に進める必要があります。そのために基金なども含めた総合的な支援策が必要と考えます。
20	決済サービス提供事業者の存在は、利用者が幅広い決済方法の中から自らのニーズに合うものを選択できるという大きなメリットを生み出し、経済活動の活性化に寄与し、全体を見ればそのほとんどの取引は正常に行われていると考えられる。そして、決済サービスは、イノベーションの創出が期待される分野でもある。規制の必要性や導入による影響などを慎重に議論・検討しないまま拙速に結論を出せば、日本経済に大きなマイナス影響を及ぼしかねない。 本論点整理には、決済代行業者とは何者であるのか、定義付けが一切なされていない。いわゆる決済代行業者について一定の類型分けはされているが、どこまでが検討の範囲になっているか不明瞭である。さらに、第2章1. 1. には、「加盟店の調査・是正を実質に行える PSP」という極めて曖昧な記述があり、既に自

	主的な取り組みを行っている「いわゆる」決済代行業者のみを規制の対象にしようとしているようにも受け取ることができるが、それでは問題の解決に繋がらないことは明白である。何らかの規制を検討するにあたっては、問題の所在の把握をした後、対象となる事業者を明確に定義づけすべきである。 上述のような状況であることから、本論点整理のように「アクワイアラ―及び加盟店の調査・是正を実質的に行える PSP については加盟店の取引等に係る規定を適用するという構造に改める方向で、具体化の検討を進めるべきである」と結論付けることは拙速であると考ええる。
2 1	【意見】 PSP の加盟店の取引等に関わる規定の内容について、加盟店調査だけではなく、加盟店への売上金支払が確保されるような措置をご検討いただきたい。 【理由】 EC 市場の健全な発展、および安心安全なクレジットカード取引実現のために PSP が果たすべき役割は大きく、その運営には ①消費者保護(悪質加盟店の排除)、 ②情報セキュリティの確保、 ③加盟店保護(PSP の健全な財務体質維持) の 3 要素が欠かせないものと考えております。加盟店保護の観点では、PSP の倒産により加盟店が売上資金を得られない事例が過去に発生するなどしており、こうした事例は、EC 市場の発展に水を差しかねないことから、今後回避していくべき事態と考えます。 一方、PSP については、いわゆるクロスボーダー業者も含めると、どの会社が PSP 業務を実施しているのか自体の全容把握も困難な状態であり、今後の適切な行政措置の履行に向けて、登録等の実施による全容把握を行うことを検討することは十分に理解できるものと考えております。そうした検討にあたっては、登録業者への一定の措置・義務等もちろんきわめて重要ですが、登録要件の定義にあたっては、上述の 3 要素を確りと履行できる能力のあることを確認できるような措置を国内外業者の隔てなく実施することにより、EC に関わる各関係主体の保護を図り、EC 業界の更なる発展と消費者・事業者が安心して EC に関与できる環境を実現すべきものと考えます。
2 2	【意見】 カード発行会社（イシューア―）について不適正取引防止義務や苦情の適切処理義務を定めないことは、現行法の包括クレジット業者（イシューア―）の責任を後退させるものになる。カード発行会社は消費者に対し直接責任を負うべき立場であり、その責任内容は明確にすべきだ。 【理由】

	中間的な論点整理は、「クレジットカード会員、加盟店及びクレジットカード事業者の三者間取引を出発点として組み立てられてきた現行の割賦販売法の構造を、イシューアーについてはクレジットカード会員への与信枠供与等に係る規定を、アクワイアラー及び加盟店の調査・是正を実質的に行える PSP については加盟店の取引等に係る規定を適用するという構造に改める方向で、具体化の検討を進めるべきである。」(9 頁)との検討内容は、クレジットカード取引におけるカード発行会社(イシューアー)の法的立場を無視するものであり、現行法の後退になる。
1. 2. マンスリークリア取引について	
2 3	【意見】 「マンスリークリア取引」に抗弁の接続等のイシューアーと消費者との関係に係る規定を適用すべき。
2 3 ー①	【理由①】 特にインターネット取引でのマンスリークリア取引が増えていると感じています。問題業者との取引でトラブルになった場合、抗弁権の接続が認められれば、解決のためにイシューアーの積極的にかかわりが期待できるのではないかと考えられます。また、後からリボなども増加しており、後リボは適用だがマンスリークリアは適用外というのも、取引の実情に合わないと考えます。
2 3 ー②	【理由②】 マンスリークリア方式であっても、与信に基づく後払いである点、事業者が、クレジット会社から立て替え払いを受けられる点においては、他のクレジット取引と何ら異ならないものである。ましてや、現行制度は、マンスリークリア方式からリボ払いに容易に変更がしうるものであり、消費者としては、あとでリボ払いに変更することも視野に入れつつ、とりあえず、1 回払い(マンスリークリア方式)を選択することも存するものであり、取引の時点で現金等が保有している必要があるか、ないかという違いは、クレジット制度の大きな本質であり、他方で、支払回数は、現行制度では、重要ではない。 抗弁の接続については、コスト面を問題にしている点がある。確かに、コストというのは、重要な要素であるが、マンスリークリア方式も含めて、クレジットカードを利用されることで、利益を得ているのは、クレジット会社であり、そもそも、被害実態が少ないということを理由に抗弁の接続を認めないかのような議論がなされているのであれば、抗弁の接続等の制度を導入したとしても、クレジット会社にとっても、実害(コスト負担)が少ないことかと思われる。また、現在も対応しているイシューアーがいるから自主規制で足りるのであれば、法制度化しても、新たなコスト負担が生じるものでもないはずである。 消費者が、抗弁の接続を主張さえすれば、あとはイシューアーが負担しなければ

	いけないなどというように、抗弁の接続により、イシュアーの負担が過大になるとの議論がなされているようである、しかしながら、抗弁の接続の主張をすれば、クレジット会社は、請求を止めているというのではなく、最終的には、当該主張に理由があるかどうかの判断を経ているものであり、抗弁の接続を主張しても、クレジット会社から、消費者に対して、訴訟を提起されている事案も少なくない。また、仮に、抗弁の接続に、「正当な」理由があるという場合であれば、それは、加盟店に何かしらの違法・違反行為があったということであるから、あとは、イシュアー、アクワイアラー、加盟店の間で清算をすることになり、イシュアーのみが負担をするというものでもないはずである。他方で、クレジット会社は、どんなに販社による販売方法等に問題があったとしても、その理由の如何を問わず、消費者に請求するために、抗弁の接続を導入しない（したくない）ということであれば、クレジット制度のシステム自体を否定しているものである。
23 -③	【理由③】 デビットカードやプリペイドカード等については、後払い（与信）という観点で、クレジット取引とは異なるとともに、現時点では、割賦販売法などによる法規制が成熟しておらず、これらと比較をしても意味がない。
23 -④	【理由④】 相談発生率を0.00085%ととしているが、マンスリークリア方式の場合、1つの被害事例において、複数回の取引（例えば、サクラサイト被害だと、100回以上の取引にもなる）についても、相談件数としては1件とカウントされているものであり、相談件数と契約件数から発生率を計算しても、意味がない。仮に、1つの被害で20取引ぐらいがあったとすれば、その発生率は、包括と変わらないものにもなる。
23 -⑤	【理由⑤】 いわゆる給付関連説(千葉恵美子「『多数当事者間の取引関係』をみる視点」椿先生古稀記念「現代取引法の基礎課題」(有斐閣、1999年)175頁)によれば、与信者による立替払により、売買代金債務の消滅と顧客の与信契約上の債務の発生という2つの効果が一体的に発生するように約定がなされているため、売買契約上の目的物引渡義務と売買代金債務との間の牽連関係が、目的物引渡義務と与信契約上の支払債務との間にも延長されるため、マンスリークリア取引についても理論上抗弁対抗を認めることが可能である。また、マンスリークリア取引についても悪質加盟店からカード会員を救済する必要性は変わりなく、後からリボ払いに変更しても抗弁対抗が認められるとされていることからマンスリークリアとリボを峻別する理由はない。
23 -⑥	【理由⑥】 国際決済ブランドを経由する場合のマンスリークリア方式については、チャー

	ジバック・ルールが適用可能であり、加盟店における不当な販売行為がなされたときにマンスリークリア方式において消費者が抗弁対抗をすることができるよう立法的手当をすることは、事実上、カード利用者がチャージバックをするようイシューアに働きかける権限を付与することとなり、イシューアがチャージバック・ルールの活用をするようになることを通じて、アクワイアラーの加盟店管理責任の履行に経済的インセンティブを与えることになる。
2 4	【意見】 「マンスリークリア取引」に抗弁の接続等のイシューアと消費者との関係に係る規定を適用すべきでない。
2 4 ー①	【理由①】 1. 抗弁の接続をマンスリークリア取引についても拡張することを正当化する根拠のうち、最も重要なものは、悪質加盟店を排除するインセンティブをアクワイアラに与える（抗弁の接続によって支払いの停止された利用代金について悪質な加盟店に対して求償しなければならないというリスクを負担するため）、という点にあると思われるが、現実には、そのようなインセンティブはほとんど発生しないと考えられる。 現在、国内のアクワイアラは、加盟店審査にあたって既にかなり厳格な審査を行っているため、いわゆる悪質加盟店が発生する余地はほとんどないと予想される。悪質加盟店が登場するのは、大部分が、国内のアクワイアラに比べて審査の緩い国外のアクワイアラを経由する決済代行業者が関与する場合であろう。日本法を通じて国外のアクワイアラに義務を課すということは容易ではないと予想されるから、VISA/MasterCard などの国際ブランドを通じて国外のアクワイアラと接続している国内のイシューアとしては、(a)国際ブランドとの接続を切る、(b)現状維持、の 2 つの選択肢しかとり得ない（注 1）。(a)の選択肢は、クレジットカードの利便性が大きく減少するので非現実的であり、実際には(b)の選択肢をとらざるを得ないだろう。わずかな悪質加盟店を排除するコストよりも、国際ブランドに接続するメリットの方が、クレジットカード会社にとっても、利用者にとっても遙かに大きいのである。そうすると結局、アクワイアラによる加盟店審査のインセンティブに変更はないことになり、抗弁の接続を通じた悪質加盟店の排除というシナリオは、現実性がない。 2. 抗弁の接続をマンスリークリア取引について拡張することのもう一つの根拠は、保険の強制であると考えられるが、この根拠も、合理性は低い。 すなわち、抗弁の接続は、原因取引（注 2）について何らかの瑕疵があった場合に、その瑕疵を部分的に支払関係にまで及ぼす。本来、原因取引に瑕疵があるか否かをチェックし、リスクを最も効果的にコントロールできるのは、取引をし

た本人である。しかし、十分に注意しても全てのリスクを発見できるとは限らないし、割賦取引は、他の支払手段に比べて決済金額が大きくなりがちであって、リスクが実現した場合の損失額が大きくなりがちな傾向があるので、リスクが実現した場合に備えて保険を購入しておくことの合理性が高まる。他方で、消費者は、「自分だけは消費者被害に遭わない」と不合理にも想定する傾向（いわゆる限定合理性の一種である、楽天主義）があるので、保険の購入を、消費者の自由な選択に委ねるのではなく、強行法規として強制することに合理性が出てくる、というのが、強制保険としての抗弁の接続が有する機能である。

そして、この強制保険の保険料は、年会費・分割払い手数料（利息）・加盟店手数料などの一部といった形で、全てのクレジットカード利用者が「広く薄く」負担することになる。なお、加盟店手数料については、加盟店が負担するのではないかと誤解する向きがあるかもしれないが、加盟店は加盟店手数料を前提に販売価格を決定しているので、加盟店手数料は結局、消費者自身が負担することになることに注意しなければならない（注 3）。

ところが、前述したように、国内のアクワイヤラが加盟店審査を厳格に行って悪質加盟店を排除する努力を行っている現在、悪質加盟店による被害は、国外のアクワイヤラと提携した決済代行業者を経由する取引によるものが多い。いわゆるサクラサイトなどを通じた取引である。そのようなリスクの実現をコントロールするには、消費者に対してそのようなリスクの存在についての啓蒙活動を行うことが最も効果的であり（前述したように、国内のアクワイヤラによるコントロールは非現実的であることに注意）、そのようなリスクにさらされることのない大多数の消費者に対して、強制保険という形で保険料の支払いを強制することは、大多数の消費者を害する結果になってしまう。また、かかるリスクにさらされた場合に保険を購入したいと考えたならば、マンスリークリア取引をリボルビング払いなどの分割払いに変更することによって、保険を購入する（と同時に、分割払い手数料という形で保険料を支払う）ことも可能なのであり、消費者のリスク選好に応じたさまざまな対処方法があり得ることを啓蒙することも、重要であろう。

以上のように、マンスリークリア取引に抗弁の接続を拡張することは、強制保険としては合理性の低いメカニズムであり、多数の消費者を害する結果になるので、望ましくない。

3. 最後に、他の決済手段との比較という観点では、マンスリークリア取引について抗弁の接続を拡張することは、ファイナリティ（注 4）が付与されるタイミングが遅くなる点でも、適切ではないと考えられる。

ファイナリティを早期に付与するということは、決済機関（注 5）を早期に支

	払関係から離脱させ、迅速円滑な決済を実現するという点で、消費者にとって好ましいことが多い。たとえば、銀行振込を行った場合、被仕向銀行は、ファイナリティが付与されるまで受取人口座への入金記帳を行わないが、もし銀行振込のファイナリティ付与に長い時間がかかるとすると、いつまでも受取人は資金を活用できないことになるから、銀行振込という支払手段の利用を拒否することになるだろう。そうすると、送金人は、銀行振込ではなく、現金という非常に不便な支払手段を利用せざるを得なくなり、コスト負担の大幅な増加を強いられることになる。 このように、ファイナリティが早期に付与されるという支払手段の特徴は、資金の受取人が、当該支払手段を受け入れる大きな理由の一つとなっており、ファイナリティが早期に付与されないということは、消費者にとって、当該支払手段の利便性を損なわせ、損害を被らせる結果になる。 また、「論点整理」においては、現金なしに支払いが可能であることが、マンスリークリア取引について抗弁の接続を拡張する根拠として挙げられているが、この点も根拠としては弱い。マンスリークリア取引においては、翌月に利用代金の支払いをしなければならぬのであり、クレジットカード会社からの信用供与としてはごく短期間に過ぎず、現金資金の裏付けがある場合に実質的に等しい。また、仮に、「現金なしに支払いが可能」という点が、手元に現金がないことによって「気分が大きくなってどんどん取引をしてしまう」といった状況を意図しているのであれば、それは、他のサーバ型電子マネーなどの前払い式の電子マネー・デビットカード・銀行振込なども全て同じであり、それらについても同様に抗弁の接続を認めてファイナリティの付与を遅らせるべきだ、という主張につながっていくことになる。しかし、これらの支払手段についてファイナリティの付与を遅らせることについては、前述のように、消費者にとって大きな損害となる結果になるから、不適切である。 (注 1) なお、異常な取引を検出して自動的に承認を拒絶するアルゴリズムの導入という形での対応も考えられるけれども、これは、抗弁の接続があるかないかに関わらない。 (注 2) この概念については、小塚 莊一郎＝森田 果『支払決済法——手形小切手から電子マネーまで（第 2 版）』14 頁以下（株式会社商事法務、2014 年）を参照。 (注 3) 以上の点についても、小塚＝森田・前掲書 175 頁以下を参照。 (注 4) 決済完了性。この概念については、小塚＝森田・前掲書 2 頁を参照。 (注 5) この概念についても、小塚＝森田・前掲書 14 頁以下を参照。
24 -②	【理由②】 日本クレジット協会の調査では、マンスリークリア取引に係る消費者苦情が、

	法規制をしなければならないほど増加しているとは認識していない。 仮に、法規制が必要であるほどの消費者苦情があるのであれば、その実態及び定量的な情報を広く国民にも認識できるような情報開示をしていただきたい。 また、マンスリークリア取引自体に誘因性・複雑性があるとは考えられず、他のキャッシュレス取引（デビットカード、プリペイドカード、送金（銀行振込等）等）と比して、マンスリークリア取引特有の問題が発生していない限りは、決済全体としての規制の平仄の観点より、マンスリークリア取引のみに抗弁権の接続等の規制を適用するべきではない。 さらに、消費者の一方的な要請も実際には存在している中で、加盟店に瑕疵があると断定できないケースにおける抗弁権の接続要請が多く発生することも考えられ、結果としてモラルハザードを誘発する可能性についても懸念される。 なお、マンスリークリア取引においては、消費者から手数料等は徴収していないことも留意する必要がある。
24 -③	【理由③】 ＜現行の包括信用購入あつせんとの関係＞ 現行の包括信用購入あつせんは、2 か月以上にわたる分割払い又はボーナス払いを内容とし、支払時期の繰り延べ機能を有するものであることから、消費者は、手元に多額の現金がなくても高額取引が可能となり、高額商品の強引な販売に悪用されやすいという面を有するものであるのに対し、マンスリークリア取引では、支払時期の猶予期間は最大でも 2 か月しか付与されず、かつ一括払いとされているため、現行の包括信用購入あつせんと同様に悪用される危険性は認められない点で両者は相違する。 ＜他のキャッシュレス取引との関係＞ 現状、マンスリークリア取引は、取引時点における一時的な手元資金の不存在に対応するためのキャッシュレス取引として利用されるか、又は非対面取引における簡易な決済手段として用いられているものであり、この点については、他のキャッシュレス取引と変わるところはない。 以上に照らすと、他のキャッシュレス取引と区別してマンスリークリア取引に対してのみイシューアと消費者との関係に係る規定の適用を認めるべき必要性は存しないものと考えられる。
24 -④	【理由④】 マンスリークリア取引は、クレジットカード決済に係る取引の多くの割合を占め、日本における消費活動の根幹を支えていると言っても過言ではない。また、日本を訪れる外国人にとって最も一般的かつ基本的な決済方法であると考えられる。そのような状況のなか、問題の所在が把握できていない状態で、「相談・苦情のあった取引のうち決済方法がマンスリークリアだった件数の総数が増え

	た」ことや、「悪質事業者が一部存在する」ことだけをもって、全事業者に重大な影響を及ぼす抗弁の接続を認めることは、正常な取引に与える負の影響があまりにも大きく、反対である。
1. 3. .イシューによる相談苦情対応等について	
2 5	【意見】 苦情対応の実務内容は、画一的に法的義務を課すのではなく、各社の自主的な取り組みに委ねるべきである。 【理由】 苦情・相談の事案は多種多様であり、その対応は千差万別であることから、法的措置である義務を課すことは却って画一的かつ硬直的な対応になってしまう恐れがある。苦情対応の実務内容は、各社の自主的な取り組みに委ねるのが柔軟かつ実効的であるというべきである。 また、実際の「相談・苦情」の現状を見ると、加盟店の取引等に起因しないいわゆる「風評」なども含まれ対応されることもあり、その取扱いによっては加盟店の営業妨害となってしまう恐れもあることから、一律の法的な義務付けは加盟店の健全な取引を阻害してしまうことも想定される。 さらに、イシューと契約関係にない加盟店の場合、苦情調査については限界があり、イシューから海外アクワイアラーへの通知義務についても不可能を強いる法規制となるおそれがある。
2 6	【意見】 P.12において「加盟店の調査を実効的に機能させる観点から、マンスリークリア取引に係る相談苦情を含め、イシューからアクワイアラーへの相談苦情情報の通知について、何らかの対応を検討すべきである」との記載があるが、「加盟店の調査を実効的に機能させる観点から」という表現は、アクワイアラーにおける加盟店調査の法的義務の存在を前提とした記載とも読めるため、「悪質加盟店に係る情報の共有を促進する観点から」と修正した上で、今後の議論を行っていただきたい。 【理由】 今般の法改正においてアクワイアラーにおける加盟店調査義務を法制化するか否かについては未だ検討の対象過程にある問題であるため、中間的な論点整理において結論を先取りするような表現を用いることは避けていただきたい。
2 7	【意見】 P.12「イシューからアクワイアラーへの相談苦情情報の通知について、何らかの対応を検討すべきである」との記載について、指定信用情報機関のような、相談苦情情報を一元化し、データベースを構築、提供することを検討いただきたい。

	【理由】 イシューとアクワイアラーの間には契約が存在しないケースが多数あることから、情報共有が困難であるという事情も存在すると考えられる。認定割賦販売協会の会員は、割賦販売法上、利用者等の保護に欠ける行為に関する情報を認定割賦販売協会に報告する義務があるが、会員でない者についてはその義務はない。また、認定割賦販売協会の会員でなければ、認定割賦販売協会に報告された利用者等の保護に欠ける行為に関する情報の提供を受けることができない。悪質加盟店排除には、PSP も含めて相談苦情情報を共有し、活用できるデータベースの存在が、悪質加盟店排除に資すると考えられる。
28	【主旨】 ■イシューからアクワイアラー(PSP)への適確な情報提供 イシュー起点による情報提供は、加盟店取引の問題把握、対応処理に欠かさない「重要情報」であり、途上審査/調査等関係実務を進めていくトリガーとも言えることから、是非実現して行くべきと考えます。 一方、各イシューからの情報集中や大量提供によるアクワイアラー(PSP)業務への影響、解決時期遅延などが実務課題となります。 ■実務課題の解決 大量情報に対する(1)実務連携方法、(2)同一情報/同一店舗などの整理、(3)処理状況の見える化、(4)結果の加盟店業務への活用、などを解決するために「情報連携処理」に関する仕組みを検討するべきと思料します。 ■加盟店情報交換制度(JDM)との親和性 JDM の消費者保護に欠ける行為情報を『登録系』、本コメントのイシュー情報連携を『情報処理系』として、役割分担と相互業務活用により親和性とユーザビリティを確保できると考えます。 【意見】 取引自体に係る問題は、加盟店とカード会員間で解決すべきとする意見がありますが、これは会員規約上の理屈です。イシューは会員管理と保護を実行する責任、アクワイアラー(PSP)は加盟店管理と保護がそれぞれ重要な基本的任務であることから、イシュー/アクワイアラー(PSP)抜きでは(特に苦情相談等において)円滑な解決、再発の防止等が期待できません。 従って、イシューから提供される相談苦情情報は、解決対応はもとより、効果的な途上審査/調査実行と納得性ある結果、収集情報等の今後への応用等、一連の業務の起点となるべき重要情報であると思います。 つまり、イシューからアクワイアラー(PSP)への適確な情報提供は、実態把握による迅速な解決とともにトラブル拡大阻止、極小化を確保するためにも必要

	不可欠な業務と位置づけられると考えます。 次に、問題はイシューア－/アクワイアラー(PSP)間の情報連携体制、方法、経過、結果など実務的処理にあると思います。 制度上は、JDM の加盟店情報登録・共同利用をより充実させるための「情報連携処理系」として位置付け、実務上は、大量情報の業務負荷を回避するため、ワークフロー化や運用統一化を図ることで業務等に係る負担を極力軽減すべきと考えます。 さらに、推進にあたっては、「業界側(イシューア－・アクワイアラー・PSP)、消費者側(国民生活センター等)、有識者など」の構成による「情報連携処理検討会議体」を組成し、関連業界/団体を挙げて対応していくべきと思います。 最後に、これらは消費者相談の現場からも同様の強い意見があることに鑑み、迅速且つ具体的な検討と期限を切った対策実行をするべきと考えます。
29	クレジットカード取引を展開するイシューア－はアクワイアラー・決済代行業者と提携して間接加盟店でのカード利用を認め事業拡大をしていく以上、間接加盟店の取引適正化についてもアクワイアラーなどと連携して調査管理をして取引防止の重要な役割を担うべきである。
30	マンスリークリア取引についても、包括クレジット業者の苦情発生時の適切処理義務（法30条の5の2）のような法的義務を明記すべきである。
31	【意見】 苦情が生じた場合のイシューア－の適切な苦情処理義務や、不適正取引防止義務を明確にしてください。 【理由】 取引にかかわる業者がイシューア－、アクワイアラー、決済代行業者など複雑化しています。イシューア－の中には積極的に解決を図ってくれるところもありますが、そうでないところもあります。消費者に一番近いイシューア－にその義務を果たしてもらうことは、問題発生の抑制、また解決に大きく貢献するのではないかと考えます。
32	【意見】 消費者はアクワイアラーとは繋がりがいいことから、イシューア－に苦情を伝えるだけで的確に対応してもらえる体制が必要である。そのために、イシューア－の苦情対応について、自主行動基準などを定めるべきであり、法による規定を要望する。 【理由】 イシューア－全体の苦情対応マニュアルなどの自主行動基準が存在しないため、消費生活センターで斡旋した際にも、各イシューア－により苦情対応が異なり、差異が大きいと感じられる。

	苦情相談対応の「自主行動基準」などを定めることは、消費者及びイシューアにとって、スムーズな対応をすることによる利益があると考えられる。 消費者は、どのイシューアに苦情を申し出ても、何時でも的確に対応してもらえる事が必要であり、自主行動基準などの策定を促す必要性がある。
2. セキュリティ対策の方向性	
2. 1. クレジットカード番号情報等の保護について	
3 3	【意見】 クレジットカード番号等の保護については、現行法で既に規制されているイシューアおよびアクワイラーのみならず、加盟店、PSP 等、クレジットカード番号等を利用・保有する全ての事業者に対し、クレジットカード番号等の保護に関わる実態を踏まえた検討を行っていただきたい。 【理由】 割賦販売法におけるクレジットカード番号等の保護措置は、カード番号等の漏えいを防止し、インターネット商取引におけるクレジット取引の安定化及び消費者保護を図るために設けられた規定である。 現行法においては、イシューアおよびアクワイラーにカード番号等の保護義務が課せられているところ、クレジットカード取引に参加する事業者で、クレジットカード番号等を利用・保有する者は、本規定の目的を考慮し、それぞれの事業者に応じた対応を検討していただきたい。
3 4	【意見】 加盟店におけるクレジットカード番号の非保持化については、カード会社側の体制整備を含めた幅広い対応を検討いただきたい。 併せて、クレジットカード番号の保持については、加盟店への画一的な対応や義務化・法制化を推進するのではなく、その適応性等を踏まえた上で、柔軟且つ幅広い対応の検討をお願いしたい。 【理由】 顧客から加盟店に対して、クレジットカード取引に関する問い合わせや苦情相談があった場合、加盟店では、自社で保持するクレジットカード番号を利用して該当取引を検索した上で顧客に対応している。クレジットカード番号を非保持化した場合は、加盟店において該当取引を検索することが著しく困難になるため、その内容をカード会社に照会することが必要になる。 しかしながら、現状では、カード会社側の照会体制は充分とは言えず、また各カード会社の対応時間も異なるため、迅速・確実な対応が困難となり、却って消費者利便性を損なうことにつながることから、加盟店におけるクレジットカード番号の非保持化については、カード会社側の体制整備を含めた幅広い対応をご検討いただきたい。

	併せて、クレジットカード取引に関係する各主体の性質や業務実態は異なるとともに、加盟店においてもクレジットカード番号を保護することの重要性は十分に認識した上で、効果的な安全管理措置を自主的に実施している事例もあることから、クレジットカード番号の保持については、加盟店への画一的な対応や義務化・法制化を推進するのではなく、その適応性等を踏まえた上で、柔軟且つ幅広い対応の検討をお願いしたい。
35	【意見】 カード番号非保持サービスにおいては、カード番号情報のオーナーシップの明確化、ならびに加盟店へのカード情報の返還義務等を検討いただきたい。 【理由】 カード番号非保持サービスを提供する際に、加盟店からのカード情報返還要請をあらかじめ約款で断る旨定めている、あるいは契約書等において情報の所有者についての定義を明確に行っておらず、情報返還要請に応じないもしくは必要以上に情報返還時の情報漏えいリスクに関する損害賠償責任を加盟店に負わせる等の方法で、加盟店の情報返還要請に対応しない PSP も存在しています。 PSP が非保持サービスにて保持しているカード番号は加盟店が持つ情報を加盟店の依頼により預かっていることは明白であり、PSP がカード情報のオーナーとなることはありえませんが、情報を保有していることを盾に加盟店との取引関係において不公正な立場に立とうとする PSP については、独占禁止法の問題からしても、問題があるものと思われます。 EC 市場の健全な発展および安心安全なクレジットカード取引実現のためには、カード番号非保持サービスの推進は極めて重要であることから、非保持化推進の検討にあたり、上記のような不公正な状態が発生しないようあらかじめオーナーシップの明確化等を行い、全ての加盟店が安心して PSP の提供するサービスを利用できるような措置を図っていくべきであると考えます。
2. 2. クレジットカード利用時の不正使用対策について	
36	【意見】 不正使用対策は、世界の趨勢から進めるべき課題であると認識しているが、「中間的な論点整理」の 15 頁に記載の通り、EMV や 3D セキュアの導入など特定の手段の普及そのものを目的としない点は勿論のこと、規制要件や制度化ありきの検討ではなく、クレジット産業に関わる全ての事業者による横断的な体制において、他の施策を含めて推進のあり方を協議いただきたい。 【理由】 不正使用対策は、世界の趨勢から進めるべき課題であると認識しているが、EMV の受け入れについては、IC カードを読み取る外付のカードリーダーを用意するハード面のコスト、及び各店の POS システムを IC カード対応に改修するソ

	フト面のコストなど多額のシステム投資が必要となる。 併せて、IC カード化は現状の署名（サイン）に代えて 4 ケタの暗証番号（PIN）入力で本人確認を行うことから、顧客の面前決済が必要となり、店頭の要員体制・業務オペレーションの大幅変更を伴う課題である。 従って、IC カード化については、一朝一夕に対応することは困難であり、加盟店各社の投資余力やシステム更改期・改修計画を考慮した現実的な時間軸の設定が求められる。 また加盟店の中には、3D セキュアを用いなくても、なりすまし防止のために、会員 ID や複雑化したパスワードの入力、アクセス回数の制限、特定品目に関して不審な発注数があった場合の人的対応、セキュリティコードの入力要求など、多層的な防御策を講じ、不正侵入や不正利用の防衛に一定以上の効果を上げている事例もある。 さらに加盟店においては、全件オーソリを実施することで、クレジット取引に係わる全情報をカード会社に提供している事例もあるため、カード会社には EMV や 3D セキュア等の導入を加盟店に求める前に、その情報を受けて不正使用探知の仕組み等を構築するなどの取り組みについての検討をお願いしたい。 以上、「中間的な論点整理」の 15 頁に記載の通り、EMV や 3D セキュアの導入など特定の手段の普及そのものを目的としない点は勿論のこと、規制要件や制度化ありきの検討ではなく、クレジット産業に関わる全ての事業者による横断的な体制において、他の施策を含めて推進のあり方を協議いただきたい。
37	EMV や 3D セキュアのみが万全の対策とはいえない状況が報告されていますが、導入にあたり最も重要な点は、採用すべき方式論もさることながら、導入当事者（イシューアー／アクワイアラー／PSP）の足並みを揃えるための具体的施策であると考えます。これについてはファンドを設け導入を支援した諸外国の事例なども参考になると考えます。 クレジットカード情報などの漏洩事故アカウント乗っ取りなどによって暗証番号盗用やアカウント盗用による被害が発生している状況に鑑み、イシューアーは利用者のこれらによる被害報告に対してより柔軟かつ適切な調査を実施すべきであると考えます。 特に「暗証番号による取引(EMV や 3D セキュアが該当)に伴う被害」については一般にイシューアー／アクワイアラーが免責される傾向にありますが、その被害が瑕疵の無い利用者に転嫁されないよう、より詳細な調査に基づく適切な対応が求められる点を指摘します。
38	【意見】 P.15「不正使用のリスクは加盟店が取り扱う商品、取引規模及び販売形態等に応じ大きく異なる。このことを踏まえ、独自に効果的な対策を講じている加盟店

	が徒に追加的な負担を負うことがないよう配慮しつつ、制度的な枠組みと実務的な取組の両面から、不正使用対策の推進の検討が必要である」に賛成する。 【理由】 P.15 に記載のとおり、EMV や 3D セキュアのみが万全の対策とはいえないことはもちろんのこと、不正使用の態様も変化する。 特定の手段に拘ることなく、加盟店の商品や取引規模及び販売形態に応じて、最も効果的な手法を加盟店自身が開発すること、もしくはクレジットカード会社や国際ブランドなどが開発・提供することへの取組を検討すること、またはそれらの取組を後押しするあり方を検討することが、有効な不正使用対策となると考えられる。
39	【意見】 不正使用対策の推進やそのあり方を検討するだけでは不十分であり、不正使用が行われた場合の法律効果に関する規定を整備すべきである。 【理由】 現在、クレジットカードが発行を受けた者（以下、「本人」という。）以外の第三者によって不正に使用された場合の法律効果について、割賦販売法等では明確に定めていない。ほとんどのクレジットカードでは、約款上、盗難等によりクレジットカードが第三者に不正使用された場合の利用代金は、すべて、本人が負担することと定めている一方で、「補償」などとの名称で、別途、一定の場合に不正使用の被害を救済する制度を設けている。ただし、本人の家族や同居人などの関係者による不正使用の場合は、この「補償」の対象外とされている。 「家族」や「同居人」といっても、その範囲は、配偶者や未成年の子だけとは限らず、成人した子、元配偶者、子の配偶者孫あるいは祖父母、など、親族であっても関係性が遠い者と同居することは多々あり得るし、交際相手やルームシェアの相手など、親族関係が全くない場合も多い。最近では、シェアハウス等の普及により、より関係性の薄い者同士が同居することも多々あり得る状況となっている。このように、本人と「家族」や「同居人」との関係性は様々であり、必ずしも本人がその責任を負うべき関係性の者とは限らない。 親族関係の形や居住形態が複雑化した現代社会においては、「家族や同居人などの関係者」によって不正使用がなされる危険性も高く、実際にそのような被害に関する裁判例でも複数現れてきているのであるから、安心してクレジットカードを使用できる社会を実現するためには、「家族や同居人などの関係者による不正使用の責任を本人が全て負う」という現在の制度を考え直す必要がある。
2. 2. クレジットカード利用時の不正使用対策について及び	
2. 3. セキュリティ対策向上の実効的な推進のあり方について	
40	【意見】

	クレジットカード利用時の不正使用は新たな手口が続々と出現してくることから、業界としてもセキュリティ対策の技術を常に進化させている。このため、特定の技術的手段を法に定めて規制することはなじまない。関係事業者等による実務的な対応に委ねるべきである。 【理由】 不正使用の手口はその時代によって変化するものであり、その対策のための技術も日々進歩するものであることから、法令等により特定の技術的手段を定めることは現実的ではない。このため、クレジットカード利用時の不正使用対策については、中間的な論点整理でも指摘されているとおり、政府が関与し、国際ブランド・加盟店・情報処理センター・機器製造者・情報セキュリティ関係企業等を含め、セキュリティ対策の関係者において実務的な検討を行うべきである。
2. 3. セキュリティ対策向上の実効的な推進のあり方	
4 1	【意見】 セキュリティ対策に係る取組を実効的に推進する体制の検討にあたっては、クレジット産業に関わる全ての事業者が、相応に役割を分担した上で、不正利用の減少により生じた経済的便益を、各プレイヤーが応分に享受できる体制を作っていくが必要になると考える。また行政による金銭的支援策も検討いただきたい。 【理由】 「安全・安心なクレジットカードの利用環境」という社会インフラ整備に向けた政策であることを考えれば、加盟店業界だけが一人負荷を負うのではなく、カード業界、決済ネットワーク業界、国際ブランドなど、クレジット産業に関わる全ての事業者が、相応に役割分担していくこと、またカードの不正利用が減少することで生じた経済的便益については、各プレイヤーが応分に享受できる体制を作っていくことが必要になると考える。さらには、その推進体制にドライブを掛け、政策の実効性を高める観点から、行政による金銭的支援策も検討いただきたい。
第 3 章 今後の検討について	
4 2	【意見】 本論点については、これまでの銀行界からの規制緩和要望や関係する教育機関・学生等のニーズおよび取引の実態を踏まえてご検討いただきたい。 【理由】 平成 20 年の割賦販売法の改正により、多くの銀行では教育ローン・リフォームローンの取扱いを停止・縮小した。 教育ローン・リフォームローンの規制については、同法が目的とする消費者保護を十分に確保しつつ、学校や事業者からのニーズおよび取引の実態を踏まえた検討をお願いしたい。

その他	
4 3	【意見】 支払可能見込額調査および支払可能見込額超過契約の禁止に係る規制については、現行の規定による仕組みを基本的に維持するとしても、クレジット業界において長年培ってきた審査ノウハウを活かした与信が行える仕組みを許容できるように、今後の規制緩和についてご検討いただきたい。 【理由】 支払可能見込額調査および支払可能見込額超過契約の禁止に関する規制は、平成 18 年に改正された貸金業法におけるいわゆる総量規制との関係で、クレジット分野における過剰与信防止のための規制として導入された。 それまでクレジット会社においては、顧客・利用者のクレジットヒストリー等を活用した各社のノウハウに基づく与信を行っていたが、支払可能見込額調査および支払可能見込額超過契約禁止の規制導入により、これまで与信可としてきた申し込みについて不可としなければならない事案が発生している。 政府の成長戦略にもあるとおり、デフレからの脱却を目指し、消費経済の活性化を求めるのであれば、クレジット業界としては消費者の多様な購買ニーズに対して的確に答えることができるかが課題となる。 しかしながら、現行の支払可能見込額調査と超過契約の禁止規定は、画一的な基準で与信の可否を判断するものであり、消費者一人ひとりの多様な購買ニーズに対して、その生活状況等を勘案して的確に答えられる仕組みではない。
4 4	個別信用購入あつせんについても、引き続きクレジット会社が加盟店管理や適正な与信をすることを希望します。 ＜訪問販売等で不実・事実告知を行った場合既払い金返還義務違反を行政指導の対象に＞ 割賦販売法 35 条の 3 の 13 では、訪問販売業者等が不実・事実告知を行った場合、購入者等は個別クレジット業者との与信契約を取り消すことができる、と定めています。つまり、個別クレジット業者へ支払った既払い金を返還できると定めています。相談現場において、訪問販売等で不実告知を行った場合、販売業者がすでに閉鎖している場合でも、個別クレジット業者はあくまでも販売業者と話し合うようにというのみで、既払い金返還に応じようとしません。既払い金返還に応じなくとも、個別クレジット会社にペナルティがなければ、実効性に乏しいと思います。 ＜奨学金をもらっている場合、収入と換算して与信する実態を調査の対象に＞ 高額な個別クレジットを組んでいる消費者の中には、奨学金を借りている人もいます。奨学金は本来借金ですが、販売会社が奨学金を月々自由に使える「収入」として換算し、その「収入」をもとに個別クレジット会社が与信をするという実

	態もあります。販売業者の審査の仕方について、個別クレジット業者はより一層の加盟店管理を望みます。
4 5	中間論点整理では摘示されていないが、民事ルールについて、以下の問題も検討して頂きたい。 包括信用購入あつせん業者についても、購入者等(カードホルダー)と販売業者等の間の契約が一定の理由により解消できる場合には、購入者等と包括信用購入あつせん業者との間の立替払契約も解消するとして、購入者に対する既払いのクレジット利用料等の返還義務を法定すること。 平成 20 年改正の個別信用購入あつせん業者の既払金返還義務については、個別クレジット業者の既払金返還義務が認められる場合には、同時に、個別信用購入あつせん業者が販売業者等に対して既払いの立替金の返還請求ができることも併せて規定しており、個別クレジット業者の購入者に対する既払金の返還義務と販売業者等の個別クレジット業者に対する既払いの立替金の返還義務がワンセットとして規定されている。 よって、これを参考に、仮に包括信用購入あつせん業者(イシューアー)の既払金返還義務を導入するとすれば、その前提として、イシューアーが加盟店・PSP・アクワイアラーなどから既払いの立替金の返還ができることが前提となっていない(この前提がなければ、結局、悪質加盟店の逃げ得を許すこととなり、イシューアーの負担はカードホルダーへの負担となって跳ね返ってくる)が、この前提がある限り、既払金返還義務を認めてもよいのではないかと。 この点、越境型などの国際取引の場合、アクワイアラーや海外決済代行業者は海外の業者であるから、日本法のみで規制をかけることは難しい(チャージバックなどにより取り戻すしかない)と思われるが、悪質業者自体は国内の業者なので、イシューアーは末端の事業者(国内事業者)に対して立替金を返還できる(末端の事業者はイシューアーに立替金を返還しなければならないとする)としてはどうか。
4 6	決済代行会社が商品代金をカード会社に請求している場合、クレジットカードの利用明細書には、PSP 社名やその略称(アルファベット)と電話番号のみが記載されているだけです。カード利用者がカード利用明細書を見れば、販売会社との契約をどういう方法で決済方法するのか一目でわかるような請求書を発行してほしいと思います。